



交通分野における地球環境・エネルギーに関する大臣宣言（仮訳）

1. 我々、交通分野における環境及びエネルギーに責任を有する大臣及び関係する代表は、国際機関の代表とともに、2010年11月8日及び9日、イタリアのローマにおいて集まり、イノベーションと国際連携の強化を通じて、社会の適切な発展を確保しつつ、交通分野からの温室効果ガス（GHG）及び大気汚染物質排出を削減するための政策について議論し、その対策を検討した。
2. 我々は、交通が経済的及び社会的発展のための基礎となる要素であり、生産性を高め、大幅に生活環境を向上させる大きな可能性を持つものであることを認識する。同時に我々は、交通が、地球の気候に重大な悪影響を与えるGHG排出¹や、多くの地域において人々の健康や環境に影響を与える大気汚染物質の主要な排出源となっていることを認識する。我々は、持続的な発展を確保しつつ、より効率的な交通の在り方を見つけ出すという目的をバランス良く達成するため、交通分野からのGHGその他の汚染物質の排出に対処する行動が必要であると信ずる。
3. 我々は、気候変動問題が、我々の時代の重大な地球規模の挑戦の一つであることを認識し、国連気候変動枠組条約（UNFCCC）及び京都議定書（その批准国に限る。）の下でこの問題と戦うことを約束し、特にコペンハーゲン合意に留意する。
4. 我々は、低炭素・低公害交通システムの実現という長期的な地球規模のビジョンを共有し、このビジョンを達成するため、国際機関及び各国と効果的にかつ連携して取り組むことを約束する。「交通とエネルギー：気候変動問題への挑戦」と題して、交通政策の観点から気候変動問題及び省エネルギーを国際レベルで初めて議論した2008年ライプツィヒでの「国際交通フォーラム」（ITF）、並びに2009年東京で開催された「交通分野における地球環境・エネルギーに関する大臣会合」（MEET）の両会議における議論は、交通分野が、気候及び環境保全のために、相当程度のかつ本質的な貢献することができ、そして実際に貢献しなければならないことを明確に示した。この観点から、我々は、国際民間航空機関（ICAO）、国際海事機関（IMO）、国連欧州経済委員会・自動車基準調和世界フォーラム（UNECE/WP.29）、国際エネルギー機関（IEA）等の国際機関による現在進行中の取組、及び国連クリー

¹ IEA（国際エネルギー機関）の推定によると、交通分野は、2008年における世界の二酸化炭素（CO₂）排出量の22%を占める。CO₂は最も主要な温室効果ガスである。

ン燃料と自動車パートナーシップ、EFV 国際会議等の国際的イニシアティブを歓迎する。また、国際交通フォーラム（ITF）において共有された目標を認識し、それを支持する。

5. 我々は、交通分野における解決方策の策定は、厳密な意味での交通担当部局以外の政府部局の所管領域が関係する可能性があることを認識する。この観点から、我々は、交通担当部局が、効果的な国内政策の策定のために他の適当な政府部局と、効果的な地域的・国際的政策の策定のために適当な国際機関と、それぞれ共働することを奨励する。また、MEET は、経験を交換し、ベストプラクティスを議論し、政府間で評価を共有するとともに、各国が採用することが適当と考えるプロジェクトを実施する場として有益であり得る。
6. 持続可能で時代に合った交通政策は、経済的・社会的発展の前提条件であり、地方的・地域的・国際的な環境に対する国内交通政策の影響を緩和するために有意義な取組がなされるべきことを確信しつつ、我々は、社会的・経済的状况が国によって著しく異なるものであり、各国それぞれの状況や能力を念頭に置きつつ、各々の国際的義務と一貫した形で各種施策を実施・展開するのは、各国政府の責任であると認識する。
7. 我々は、2010年6月22日にローマで開催された自動車業界に関するラウンドテーブルをはじめとする、産業界からの MEET2 アジェンダへの貢献に感謝し、それを注意深く検討した。我々は、民間の取組と政府の責務をより効果的に調整するためには、産業界が適切な対話相手であると捉えている。我々は、民間・公共を問わず環境に関する利害関係者が発言権を持つべきことを認識しつつ、適切な場合には、我々の取組に向けて全交通産業と提携することを検討するであろう。
8. 我々は、国際航空・海運分野のグローバルな性質と、世界経済の成長及び持続可能な発展におけるその重要性、並びに気候変動の観点から両分野からの排出に対処することの必要性を認識する。我々は、航空・海運問題を管轄する国連機関としての ICAO 及び IMO への支持及び期待を表明し、両機関が、国際航空・海運からの GHG 排出に対処するためのグローバルに効果的な施策策定をリードし続けることを奨励する。また、我々は、両分野からの排出に適切に対処するための行動枠組み作りを進めるため、ICAO 及び IMO を通じて共同で取り組んでいく。我々は、歴史的な合意がなされたモントリオール

ルでの第 37 回 ICAO 総会（2010 年 9 月 28 日～10 月 8 日）及びロンドンでの第 61 回 IMO 海洋環境保護委員会（MEPC）（2010 年 9 月 27 日～10 月 1 日）²での進展に留意する。

9. 国内交通³—道路交通、鉄道、都市交通及びインターモーダル交通—について、我々は、GHG 排出や大気汚染物質を抑制する戦略は、それぞれの社会にとって最も適切と考えられる戦略を実施するための自由度を各国に許容しなければならないと認識する。しかしながら、同時に我々は、MEET が排出削減に関する国際基準を設定する場ではないものの、次のような取組を採用することで、国レベル又は〔国を超えた〕地域レベルで、抜本的な改善が達成され得るという認識を共有する：

- a) 各国の交通戦略における、あらゆる種類の交通モード、燃料及び輸送手段を扱い、多様な政策措置及び政策手段を活用した統合的アプローチ
- b) エネルギー効率の改善につながる、より効率的で「賢い」交通システム
- c) 実現可能かつ適切であると考えられる範囲内の、立法、規制、経済的インセンティブ、消費者への情報提供等の費用対効果の高い手法の適切な組み合わせを通じた、交通需要の管理や行動変化の誘発
- d) 各国間でのベストプラクティスの共有や、キャパシティ・ビルディングの強化
- e) UNECE/WP.29 や他の地域的又は国際的枠組みを通じた、燃費測定方法又は GHG 排出量測定方法の策定及び調和に向けた国際協力の強化

10. 我々は、この文書に添付されたディスカッションペーパーの趣旨に沿っているものと考えられる以下の取組を支持する。

1. 我々は、自国の交通ニーズを的確に評価するために必要な専門的知見や資金を有しない国々があることを認識し、そうした国々がこの大臣宣言に沿って持続可能な交通政策を実施することを促すため、我々の官民の専門的知見を利用可能とするための方法・手段を検討することに同意した。

² 国際航空・海運分野からの GHG 排出に対処するためのグローバルで効果的な施策の策定は、UNFCCC 及び京都議定書の規定及び原則に従って、IMO 及び ICAO で検討されるべきであるとする観点から、南アフリカ、エジプト、ナイジェリア、ガーナ及びアンゴラは、パラグラフ 8 について留保した。

³ 「国内交通」とは、国際航空及び国際海運を除く全ての交通活動を指す。

2. 道路安全自体の重要性を考慮するとともに、渋滞抑制・緩和、エネルギー効率向上、及び GHG その他の汚染物質の排出削減を目的とした交通需要管理システムと道路安全との関連性を念頭に置きつつ、我々は、当該分野における基本的なコンセプトや選択肢を全ての社会に導入することについて特に焦点を当てるべきと信ずる。このため、道路安全に関するシステムや施策を既に立法化した国々は、その技術的水準・規制水準の両面に関する方策・アプローチの調和を推進するために、引き続きそれぞれの経験を共有すべきことを提案する。
3. 産業界を政府の議論へより密接に関係させることを目的として、我々は特に、統合的アプローチ、技術中立的政策並びに燃料及び自動車単体の総合評価に関連して、自動車業界の優先順位及びニーズを政府によりの的確に伝える方法を探求する用意がある。
4. インフラ整備政策及び交通政策におけるエネルギー・環境目的の最適な統合という目標は、高度道路交通システム（ITS）、相互運用性及び技術革新の適切な適用により促進され得ることを考慮しつつ、我々は、ITS 及び情報通信技術（ICT）がエネルギー・環境目標の向上に資するものであり、かつ、費用対効果の高い手段である場合には、各国がそうした技術の更なる開発及び利用を検討すべきであると信ずる。⁴
5. 新たな航空交通流管理（ATM）の概念の適用を可能とするため、衛星技術の適用や法的・経済的障壁その他の制度的境界の削減を含め、エネルギー効率の向上を目的とした航路及び手続の採用に関する研究を進めることにつき前向きな国々があることに留意しつつ、我々は、機能的空域ブロック（FAB）に基づく「欧州単一空域」イニシアティブを説明する会合を開催するという欧州委員会による申出を歓迎するとともに、他の全ての国々に対し、航空分野における環境面で大きな効率性を達成する例として、各国が取り組んでいるイニシアティブをその場にて紹介するよう招請する。

⁴ ITS 及び ICT システムは、例えば、複数モードにわたる交通情報をリアルタイムで提供したり、人流・物流のリアルタイムでのモニタリング及びその最適管理手法を提供することができる。

6. MARPOL 附属書 VI 改正案テキストが、IMO で数年にわたり行われてきた議論の結果として、加盟国間に回章されることとなったことを認識し、我々は、全ての関係国及び関係者が、国際的枠組みを確立するために、MEPC において、この問題に取り組むことを要請する。
7. 物流の効率性及び持続可能性の確保との関連性を考慮するとともに、各国内における地域事情の多様性を念頭に置きつつ、我々は、いくつかの国における具体的な成功経験を共有することを奨励する。
8. 我々は、当会合における大臣級での議論のために、グローバルな政府間協議を行ったフランス、ドイツ、イタリア、日本及びスペインの各政府に対し、感謝の意を表す。

上記の宣言は、2010 年 11 月 8 日に起草され、以下の国々の代表により発出される：

アルバニア、アルジェリア、アンゴラ、オーストラリア、ベルギー（EU 議長国）、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブルガリア、エジプト、フランス、ドイツ、ガーナ、インドネシア、イタリア、日本、モンテネグロ、モロッコ、ナイジェリア、ロシア、セルビア、南アフリカ、スペイン、ウクライナ、英国、米国、ベトナム及び欧州委員会